# 議 事 録

## 令和6年度四万十町農業委員会4月総会

- 日 時 令和6年4月26日(金)午後2時00分 開議
- 場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的ホール
- 日 程
  - 第1 指定第1号 会期の決定について
  - 第2 指定第2号 議事録署名委員の指名について
  - 第3 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
  - 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
  - 第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
  - 第6 議案第3号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
  - 第7 議案第4号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に 対する意見決定について
  - 第8 その他

#### 〔出席委員〕

- 1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 欠席 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
- 6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮﨑 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂
- 11. 土居 稔 12. 欠席 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 欠席
- 16. 欠席 17. 宮脇 真弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
- 20. 中城 康子 21. 欠席 22. 欠席 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
- 25. 常石 幸浩 26. 欠席 27. 欠席 28. 欠席 29. 石田 芳秋
- 30. 澤田 憲男 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 欠席 34. 平野 直人
- 35. 山﨑 力 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 欠席 39. 吉田 健夫

### [欠席委員]

- 3 廣井 栄治 12 竹村 加壽子 15 竹内 純 16 中原 英昭 21 岡村 博晶
- 22 西井 健夫 26 甲把 雄 27 市川 正司 28 大西 博之 33 橋本 健太郎
- 38 秋田 公幸

#### 〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長皆さんこんにちは。

大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。月も後半になりまして、田んぼの準備で色々忙しい時と思いますがありがとうございます。4月になりまして17日でしたが、宿毛また愛媛県南予の方で、震度6弱を記録するような大きな地震がありました。夜中の11時過ぎでしたので、私もちょうどお風呂に入ってまして、お風呂の湯船が揺れました。本当にびっくりしまして、幸いにもあまり大した被害もなく済んだんですが、また、いつこんな大きな地震が来るんじゃないかと心配になりますが、できるだけ来ないことを祈っております。

先ほど自己紹介いただきました、3名の皆さんと1名の臨時の方が今年から新しく働いてくれることになりました。皆さんには先ほど自己紹介をしていただきましたが、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

新年度に入りましてもう1ヵ月弱過ぎたんですが、この間、12日でしたか、今度9月から新体制になりますが、その新体制に向けての農業委員、推進委員の募集が12日に締め切りになりました。農業委員19名、推進委員20名の定数ですがなんとか決まりました。今回の募集につきまして、すんなりいったというわけではございませんが、皆さんのご理解とご協力のもとで、なんとか出揃ったということで本当にほっとしております。皆さんのご協力どうもありがとうございました。

これからのスケジュールと言いますか、これから農業委員につきましては、町長部局の審査がございまして 6 月議会にかかるようになります。それから推進委員の皆さんは、9 月に農業委員会から任命をさせていただきまして、それから全員が揃うという形になります。次の委員さんになるわけですが、引き続き皆さんには色々とご協力などよろしくお願い申し上げたいと思います。

それと、地域計画目標地図の作成にあたりまして、池田さんが半年間来でもらうようになっております。4月1日よりどんどん意向調査等を各地域に、郵送してもらっております。事務処理も多くなってまいりますので、半年では終わらないかもしれませんが、その時には延長もかけたいと思っておりますので、皆さんには色々と引き続きご協力の方、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、新年度最初の会にただいまより移りたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会4月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。 今回の発声は議席番号 18 番 梶原美智委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

議長

委員 ~ 朗 読 ~

議長 本日の会議に、3番 廣井栄治委員、12番 竹村加壽子委員、15番 竹内純委員、16番 中原英昭委員、21番 岡村博晶委員、22番 西井健夫委員、26番 甲把雄委員、27番 市川正司委員、28番 大西博之委員、33番 橋本健太郎委員、38番 秋田公幸委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員15名、推進委員13名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第1号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会4月総会の会期は、令和6年4月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第2号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。 四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を 2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に7番 浜田大彰委員と32番 山本奨一委員 を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第1号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を報告します。 議案書は、3ページからです。

件数は窪川地域から3件、西部地域から1件の計4件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

番号1番と2番3番については同じ地番になりまして、番号1番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号2番と3番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。

番号1番 土地の所在地、興津字元地 3550番、地目、田、面積 2,388 ㎡、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積は 3,187 ㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引 渡年月日ともに、令和6年4月9日です。

番号 2 番 土地の所在地、興津字元地 3550 番、地目、田、面積は 2,388 m<sup>2</sup>です。 解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年4月9日です。 番号 3 番 土地の所在地、興津字元地 3549 番、地目、田、面積は 799 ㎡です。 解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和6年4月9日です。 この件については、2 筆とも番号1番の耕作者の息子さんが購入することになった ため、解約に至ったとのことです。窪川地域は以上になります。

続きまして、西部地域からです。

番号4番について説明いたします。土地の所在地、小野字修正田21番2、地目、 田、面積 345 m。他 2 筆あり合計で 3 筆。面積が 787 mです。解約事由は、双方合 意です。合意年月日、引渡年月日ともに令和6年3月22日。こちらについては、 今年度水稲を栽培する計画とのことです。以上です。

議長 報告第1号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが 何かありませんか。

議長 特になければ、報告第1号は終わります。

議長 続いて、日程第4 議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請 の処分決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定につい て」をご説明いたします。

> 議案書は4ページからです。申請地の位置は添付資料の1ページからになりま す。

件数につきましては窪川地域の5件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、若井川字大本山1310番2、地目、畑、面積136㎡、他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 772 mです。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は 本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、かぼちゃを栽培する計画と なってます。

続いて番号2番 土地の所在地、勝賀野字馬越 266 番2、地目、田、面積 397 ㎡ です。権利事由は所有権移転の交換。譲渡理由、譲受理由はともに交換です。申請 地では水稲を栽培する計画となっております。

続いて番号3番 土地の所在地、勝賀野字柳田67番2、地目、田、面積406㎡で す。権利事由は所有権移転の交換。譲渡理由、譲受理由はともに交換です。申請地 では水稲を栽培する計画となっております。

番号2番、3番につきましては、昔農地を交換しておりましたが登記までは変更 していなかったものを、今回整理するものです。

続いて番号4番 土地の所在地、弘見字小田ケ市330番3、地目、田、面積894

㎡、他2筆あり、合計3筆、面積1,603㎡です。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手側の要望です。申請地では、芋、とうもろこしを栽培する計画となっております。

続いて番号5番 土地の所在地、本堂字野中1235番1、地目、田、面積2,694 ㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手側の要望です。申請地では水稲を栽培する計画となっております。

以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可 要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。23番 西内一隆委員。

23番 番号1について4月24日に現地で譲受人と同居している父親と確認しました。 現況地目は畑で譲受人の家は水稲、生姜、ニラを栽培する専業農家で取得する畑 の排水管理も問題なく、売買による所有権移転は問題ないと判断しました。 以上です。

議長 続きまして、番号2番、3番一括で。5番 濱田誠委員。

5番 番号2番、3番について24日に現地確認、25日に番号2番の譲渡人の方から電話でお話を聞きました。農地現状は2番、3番、どちらの農地も基盤整備をしており、番号2番の農地は添付資料の277番2、266番2、670番、3筆が一枚の田になっております。

番号3番については、67番1と2が一枚の田になっております。

今回、交換の申請に至った経緯ですが、添付資料を見ていただけたらわかると思いますが、申請人両者のまとまった農地の中に一筆だけ申請者のお互いの農地が入っているっていう状況ですので、なんとかしたいと思っていたんですが、そのままになっていたようです。その後、お互いの父親が時期は違いますが、お亡くなりになりまして、相続をしたのをきっかけに、今回の申請に至ったそうです。

今後は、2番、3番、どちらも水稲を耕作していくとのことでした。以上確認の結果、番号2番、3番の所有権移転の交換は問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号4番。9番 山本道雄委員。

9番 昨日 25 日、両者から伺いました。

譲受人は家族とともに建設会社を経営されております。現地は畑と田んぼになっておりますが、トウモロコシが植えられておりました。会社勤めということで、150日ないんじゃないかと思ってましたが、よく伺ってみると、親戚の高野と川口で50アールほど稲作をされているそうです。それから周りはほぼ譲受人の田んぼでありまして、周りに影響を与えることはありません。それから叔父と甥の関係でありまして、問題はないと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号5番。31番 武市敏男委員。

31番 番号5番について24日、現地確認とまた両方からの確認を取りました。現状は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。また、譲受人の近くには耕作している水稲等もあります。譲受人は年間150日以上の農作業も確認しています。周辺農地には悪影響を与えないことも確認しております。今回、所有権移転に至った経緯につきましては、譲渡人は、高齢のため現在農業はやりにくくなっているということを聞いており、また地区も離れていて、譲受人の父親と知り合いで、その方にお話しして、今回譲受人が農業をするということになりました。また、譲受人は今後は水稲等を耕作していくと言っております。以上結果につきまして、この番号5番について所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 議案第1号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見決定について」を議題とします。

事務局 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定ついて」 を説明します。

議案書6ページ、今月は窪川地域が1件、西部地域が1件です。

番号1番について説明します。添付資料は5から8ページです。申請地は2筆。 土地の所在、六反地字クワバラ谷口70番1、地目、田、面積750㎡。同所字同74番2、地目、田、面積491㎡、合計2筆、面積1,241㎡の農地です。権利事由は、 所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、青果物の一時保管場所です。転用理由は、申請地を青果物の集荷及び出荷のための一時 保管場所として利用するものです。農地区分ですが、申請地は第2種農地の要件の 一つである、「鉄道の駅から 500m以内にある農地」に該当するため、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、6ページの土地利用計画図に示している形で、一体利用地に倉庫1棟を建築し、青果物の一時保管場所(荷捌き場)として利用する計画です。青果物量は、1パレットにメッシュコンテナ 18 個で最高 3段積み、約パレット 1,000 枚程度となります。周囲の状況・影響については、東側は町道を挟み同意書有の農地、北側は宅地と同意書有の農地、西側及び南側は宅地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特に無く、全体をアスファルト舗装する計画です。進入計画については、申請地東側の町道より直接進入します。排水計画についてですが、トイレは仮設トイレを設置するため水路等への放流は無く、雨水は勾配をつけ東側の町道側溝へ排水します。資金計画については、銀行の残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 1番は以上です。

続きまして、番号2番についてご説明します。添付資料は9から12ページです。 申請地は、1 筆。十和川口字ウヱヤシキ 122 番 8、地目、畑、面積 260 m2の農地で す。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。 転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが手狭と なった為、新たに自己の専用住宅を新築するものです。農地区分ですが、申請地は、 第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断 しています。転用計画につきましては 10 ページの土地利用計画図に示している形 で、住宅、駐車スペース、物干し場、バーベキュースペース等を整備する計画です。 周囲の状況・影響について、南側は町道を挟み同意ありの畑、東側、西側、北側は 譲渡人の農地のため特に影響はないものと考えています。土地の造成計画について は特に無く、転圧し、整地、整地後は砂利敷とします。進入計画については、申請 地南側の町道から直接進入します。進入部分は最大 1.3 mの切土で斜路を設けま す。道路工事許可、道路占有許可については許可見込みとなっています。排水計画 についてですが、汚水は合併処理浄化槽を設置し申請地南側の町道側溝へ排水、雨 水は自然浸透及び町道側溝への排水とします。資金計画については、預金残高を証 明する書類により、必要な事業費以上を確保していることを確認しています。説明 は以上です。

議長 議案第2号について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。8番 宮﨑恵美子委員。

8番

番号1番について、25日に代理人の方に確認を取りました。申請にかかる用途の遅滞なく供することの確実性ですが、許可あり次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で問題はないと思います。周辺農地等に係る営業条件の支障の有無ですが、ちょっといろいろありまして、最初、地元の人たちが農地の転用は問題ないが、古くて狭い町道に12t車が入ってくる。そんな大きな車が入ってきたら、道も水路もいかんなる。地元には何の説明もなく、農業委員会でオッケーが出たら、地元の意見はないがしろにされるというクレームがありました。私も困りまして、次長さんに相談をしたところ、次長さんも建設課

や県の方にも相談していただきまして、農業委員会は農地の転用に対しての問題なので道まではということでした。私も代理人の方に電話で確認したところ、道が壊れそうになったら自分たちも困るので直しますよ。水路の方もみんなに迷惑かけたらいかんので、そこら辺はちゃんと直しますということなので、一応問題はないと思いますが、町道と隣に水路があるので、その上の方が土羽になっていて、そこが壊れたら下の方にある田んぼ7町くらい水が一切来なくなるという地元の意見はありましたが、そこら辺はどうしようもないと。壊れるまで待たんといかんということで建設課の方も壊れたら直すけど、壊れるまではなんともならんということでしたので、農地の転用に対しては皆、かまんということでしたので、一応問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号2番。36番 上野渡委員。

36番 番号2番について、20日に譲受人と一緒に現地確認をして話を聞いてきました。 譲受人はこの畑の近くにある町営住宅に長年住んでいる方ですが、今回家を建てる ことになり、どこか近くでいいところがないか探していたところ、この畑を分けて もらえることになったそうです。許可があり次第着手することを確認しています。 面積も必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺農地への影響についても、周 りは今回の譲渡人の畑で承諾も得ており、特に問題ないと思います。

以上の確認の結果、番号2番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第2号について質疑を許します。質疑はありませんか。 6番 下元誠一郎委員。

6番 1番の件ですが、四万十町に倉庫を建てて、どんな作物を集めていくがでしょう か。そこら辺聞きたいと思います。四万十町だけでなく他からも集めるのか。

8番 生姜とかメロンなどを集めるそうです。四万十町の生姜を集めるのですかと聞くと、四万十町はほとんどないそうです。他のところから生姜とかを集めてきて、そこを一時保管場所にして、家があったところに倉庫も少し建てますけど、一時的に保管するだけのもんですという代理人の方の説明でした。私が聞いたところは。

事務局 概ねその通りです。

議長 2番 掛水誠幸委員。

2番 1番の件ですが、宮崎恵美子委員が言われたとおり、今後、水路が壊れた時には、 早急的な対処をしてもらわないと、これからの時期から 10 月までの間、水が来な い状態が起こる可能性がありますので、向こうの担当者も言われたように、直すと いうことですので、当然議事録には載ると思いますがこの議事録を大事に保管して おいてください。お願いします。 議長 宮﨑恵美子委員、地元ですのでよろしくお願いします。

8番 すごい困りました。私の意見としてですが、地元の人に丁寧に説明会を開いてくれて、地元の人もある程度納得させて考えちゃってくれたら、もっと地元の人らも怒らんと思いますけど、農業委員会でそのまま通ったら、私らはもう何も言えんなると言われまして。私もどうしようもなくて、次長さんに相談したところですが、本当に古い道の狭い道を12t車がくるっていうのはすごい懸念しておりますけど、よう見ていこうと思ってます。道が壊れたらすぐに言うようにしようとは思ってます。

議長実質、道はどのぐらいの広さありますか。

8番 狭いところ 4m弱のその手前に橋があるんですよね。小さい谷のところに、その橋がすごいギリギリ。12 t 車だとギリギリじゃないのかと思います。ちょっと渡ったらすごい広いんですけど。水路の上が土羽でその道が壊れると同時に土羽を押し潰すと水路に落ちると、そしたらもう水がいかなくて、みんな田んぼ作りゆう人はそれを懸念していました。生活する人は、その町道の下に水道管も埋まっているし、水道管が壊れたら私らの生活は一切、水もこんなるでっていう話をいろいろされてました。農業委員会は農地だけなので、そこらあたりまでは私もようわかりませんので、そこら辺は建設課とかそんなところに相談していただくしかないなとは思ってます。その向こうの人も、工事の時は、みんなに挨拶はしに行きますのでっていうことだったので、すごい誠意もないわけでもないかなと思って代理人の方でしたけど、そんな判断はしました。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決 定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」

を議題とします。

議案第3号 番号9番は議席番号35番 山﨑力委員が、番号10番、番号11番は、私が四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番から8番の審議、採択を行い、その後に35番 山﨑力委員に退席していただき、番号9番の審議、採決を行います。その後私が退席し、番号10番、番号11番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書は7ページからです。添付資料については13ページからになります。 別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和6年5月1日付で公告

したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第1項の規 定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたし ます。

件数につきましては窪川地域6件、西部地域5件の計11件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、影野字小野尻900番、地目、田、面積2,649㎡、他2 筆あり、合計3筆、面積8,857㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年5 月1日から令和11年4月30日までの5年です。作物は生姜を栽培する計画です。 権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、黒石字大埇573番、地目、田、面積942㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号3番から4番については農地中間管理機構の一括方式による貸借権の 設定になります。

番号3番、土地の所在地、藤ノ川字下切1202番、地目、田、面積530㎡、他1筆あり、合計2筆、面積3,411㎡です。設定は新規になります。期間は令和6年5月1日から令和17年2月28日までの10年10か月です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号4番、土地の所在地、宮内字今宮才能1608番1、地目、田、面積1,201㎡、他1筆あり合計2筆、面積2,248㎡です。設定は更新になります。期間は令和6年5月6日から令和9年5月5日までの3年です。作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。窪川地域からは以上です。

つづきまして西部地域です。

番号 5、番号 6 は設定をうける者が同じになりますので少しまとめて説明させていただきます。

番号 5、土地の所在地、江師字東クボ 859 番、地目、田、面積 1,204 ㎡。外 1 筆 あり、合計 2 筆、面積 2,390 ㎡です。

番号 6、土地の所在地、江師字中ヒラ 296 番 3、地目、田、面積 432 ㎡。外 2 筆 あり、合計 3 筆、面積 2,857 ㎡です。

設定はどちらも新規になります。期間は令和6年5月1日から令和9年4月30 日までの3年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類はどちらも賃貸借 権の設定です。

続きまして番号7、土地の所在地、江師字丸田836番、地目、田、面積、1,242 m。外2筆あり、合計3筆、面積3,544 mです。設定は新規になります。期間は令 和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年になります。作物はピーマン、 生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続きまして、番号8番については農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の 設定になります。土地の所在地、河内字堤ノ内 491 番、地目、田、面積 2, 575 ㎡。 外1筆あり、合計2筆、面積4,056 m<sup>2</sup>です。設定は更新になります。期間は令和6 年6月1日から令和9年5月31日までの3年になります。作物は露地野菜を栽培 する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第3号 番号1番から番号8番について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、7番 浜田大彰委員。

7番 番号1番について先日両者から確認を取ってきました。設定を受けるものは、 地域でもかなりの生姜と少しの水稲を栽培している、会社組織で生姜を作っている ところです。現状は田となってますが、もう生姜の定植もされて畔草もきれいに刈 られて管理もちゃんとされておりました。期間は5年ということで、確認も取って おります。貸出人の方からもお話を聞いたんですが、もう高齢になってきたため、 農地を少し減して自分の家で食べる分のお米だけを作りたいという意向があった 時に、この方からお話があったので貸して今回作ってもらうようにしましたという ことでした。以上のことから利用集積計計画通りですので問題はないと判断しました。 以上です。

続きまして、番号2番。30番 澤田憲男委員。 議長

30 番 番号2番について昨日、借受人により確認をしております。また圃場の方につ いても確認を取っております。借受人は、認定農業者であり、地域の担い手でも あります。また、農作業については、年間 150 日以上は従事をしておるというこ とです。内容は利用集積計画の通りです。新規の設定ですが、特に問題はないと 判断します。以上です。

議長 番号3番について私の担当でございます。

> 番号3番について昨日25日に借受人から確認をしております。借受人は地域 の担い手でもあり、また農事組合法人の役員としても活躍しておられる方で、利 用集積計画の通り特に問題ないと判断を致しました。

続きまして、番号4番。2番 掛水誠幸委員。 議長

2番

4番です。4月19日金曜日に借受人、貸出人双方から聞き取り調査を行いました。その後、現地確認をしてまいりました。露時野菜ということになっておりますが、既に里芋が植わっておりました。借受人は年間150日以上の農業には従事しております。今年の全体の面積をお聞きしましたところ、120aということでそのうち50aが、里芋を植えるということで偉い増えましたねという話をしましたところ、昨年度、注文いただいた方から、収量が足らなかったということで、だいぶ増やしましたということでした。今のところには、里芋ですが、他にトウモロコシとか枝豆等を栽培しております。周辺農地は、現地確認しましたところ、現地自体されいに草刈り等も行われており、周辺農地への影響がないことも確認してまいりました。更新でありますので、特に問題ないものと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号5番から7番。事務局。

事務局 番号5番6番について、竹内純委員より聞き取りを行いました。

借受人は地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画の通り間違いないとのことです。新規の設定ですが、特に問題ないものと判断するとのことです。

番号7番についても竹内純委員より聞き取りを行っています。今回3筆出てきておりますが、うち1筆は更新で、2筆を追加しましたので新たに新規といった形で今回出てきております。新規ですが、特に問題ないものと判断しているとのことです。以上です。

議長 続きまして、番号8番。13番 武内道則委員。

13番 24日に現地確認と借受人の方と電話で話を聞いてきました。後日その地区の区長さんにお会いしたので、区長さんにもまた後で話を聞いてきました。現況は田でありますが、畑として有効活用されております。畦畔に草が伸びておりますが、周りの田んぼもあんまり刈り込んでないもので、目立つほどではありませんでしたが、そろそろ草を刈ってくださいということをお伝えいたしました。

現在はカボチャの苗を植えて全面にかぼちゃが植わっておりました。かぼちゃが終わりましたらまた違う作物を植え付けるというお話でございました。区長さんに何か不都合なことはございませんかとお尋ねしましたが、作自体は非常に真面目にやっておると、ただ農道に車を停めるのが時々迷惑になるのと土羽の草刈がこの地域の全体である出役っていうんですけど、全体でやる草刈りの後に刈るのであれば、早めに刈るように言ってくれと言われましたので、また後日社長さんの方には電話でお伝えしようと思っておりますが、全体で見ましても更新でもございますので、とりあえずこの件は問題ないと考えます。以上です。

議長 議案書3号 番号1番から番号8番について質疑を許します。質疑はありません か。2番 掛水誠幸委員。

2番 4番ですが、いい抜かりました。認定農業者です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から番号8番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から番号8番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号9番の審議を行いますので、35番 山﨑力委員は退席をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号 9、土地の所在地、河内字河内ノモト 517 番、地目、田、面積、1,359 ㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日までの 1 年 10 ヶ月になります。作物はセンブリを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第3号 番号9番について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明はありませんか。番号9番について、13番 武内道則委員。

13番 24日に現地確認と借受人の方からお話を聞いてきました。現況は田でありますが、畑として利用するようにきれいにされておりました。畦畔の草もきれいに刈り飛ばして現在、ガスをうって土壌消毒をしておるような状態でございました。

この案件ですけど、昨年の 11 月にこの地域の区長さんがうちの方においでになりまして、田植等は自分の息子がするんですが、水の管理をこの方の父親がせないかんという状況やったがですけど、車の免許も返納されて歩いていくのも 30 分ぐらいかかると水の世話ができんもので、誰か作ってくれる人がおりませんかと相談を受けたということで、僕の方でいろいろあちこち聞いてですね1人作ってくれそうな方がおったもんで、その方と利用権設定せないかんねというお話になっておったわけですが、トラクターで、20 分ぐらい国道を自走してこないかん人でありまして、ちょっと言いよるところに、今回の借受人の方が家からすぐ近くでもあるし、僕が作りますよということで、今回の契約になったようです。借受人の方は認定農

業者でもあり地域の担い手でもあります。新規ではございますが、問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第3号 番号9番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号9番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号9番は、原案のとおり可決されました。

35番 山﨑力委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 山﨑力委員、番号9番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 10 番、番号 11 番の審議を行いますので、議長を下元弘章委員に交 代して、私は退席します。

議長代理 議案第3号 番号10番、番号11番について事務局の説明を求めます。

事務局 番号10番から11番については農地中間管理機構の一括方式による貸借権の設定 になります。番号10番と11番については設定を受ける者が同じなのでまとめて説明します。

番号 10 番、土地の所在地、藤ノ川字本田 1166 番、地目、田、面積 3,825 ㎡です。

番号11番、土地の所在地、藤ノ川字中ノ丸1116、地目、田、面積347㎡です。 番号10番11番について設定は新規になります。期間は令和6年5月1日から 令和17年2月28日までの10年10か月です。作物は水稲を栽培する計画です。 権利の種類は賃貸借権の設定です。

議長代理 議案第3号 番号10番、番号11番について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をお願いします。31番 武市敏男委員。

31番 番号 10番 11番つきまして 25日の朝、借受人から確認してきました。借受人は、

地域をまとめる認定農業者であり、地域の担い手であります。内容も利用集積計画のとおりであります。作物につきましては、水稲を栽培するということを聞いております。また、この借受人は、各地区を総括的にまとめて、今年については 20 町ぐらい稲を作るというふうに聞いております。何も問題ないと判断します。以上です。

議長代理 議案第3号 番号10番、番号11番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長代理 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号10番及び11番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長代理 挙手全員であります。

よって、議案第3号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号10番 及び11番は、原案のとおり可決されました。

19番 太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号 10番、番号 11番は、原案のとおり可決されました。 議長を交代します。

議長 続いて、日程第7 議案第4号「時効取得を原因とする農地についての権利移 転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事 案に対する意見決定について説明いたします。

議案書 12ページ、添付資料は55ページからとなります。

議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の1件です。

番号1番について説明します。

番号1、仕出原字カツキ岡屋敷 462 番1、地目、畑、面積 69 ㎡です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 6 年 3 月 18 日、登記原因 平成 12 年 3 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。現地は、添付資料 55 ページの位置図、56 ページの写真のとおりで、20 年以上前に権利者が隣接地に宅地を建設したときから進入路などとして住宅と一体的に利用しております。

説明は以上です。

議長 議案第4号について事務局の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をお願いします。2番 掛水誠幸委員。

2番 議案第4号、1番について補足説明をさせていただきます。

今次長が言われた通りなんですが権利者と義務者の関係ですが、甥と叔母という関係にあたります。私もこの 462 番 1 の手前に門があってその手前が、赤線になってまして、年に何回もその道を通ることがあるんですが、この家がもうすでに 20 年以上前に建設されておりますが、その前からここが一応畑になってますがずっとこんな状態やったと思います。この時効取得については特に問題がないんですが、すでに砂利敷きで復旧不可能な農地になってますので本人にはできれば、農地から農地じゃないもの、宅地に地目変更をお願いしててきたところでございます。以上です。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第4号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案 に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求 めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 その他の件について議題とします。 事務局でありませんか。 議長 なければ、その他の件については終了いたします。 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。 ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会4月総会を閉会いたします。 礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時40分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、	内容は正確であることを認める。

令和6年	月 日
	会 長
	署名委員7番

署名委員 32 番